

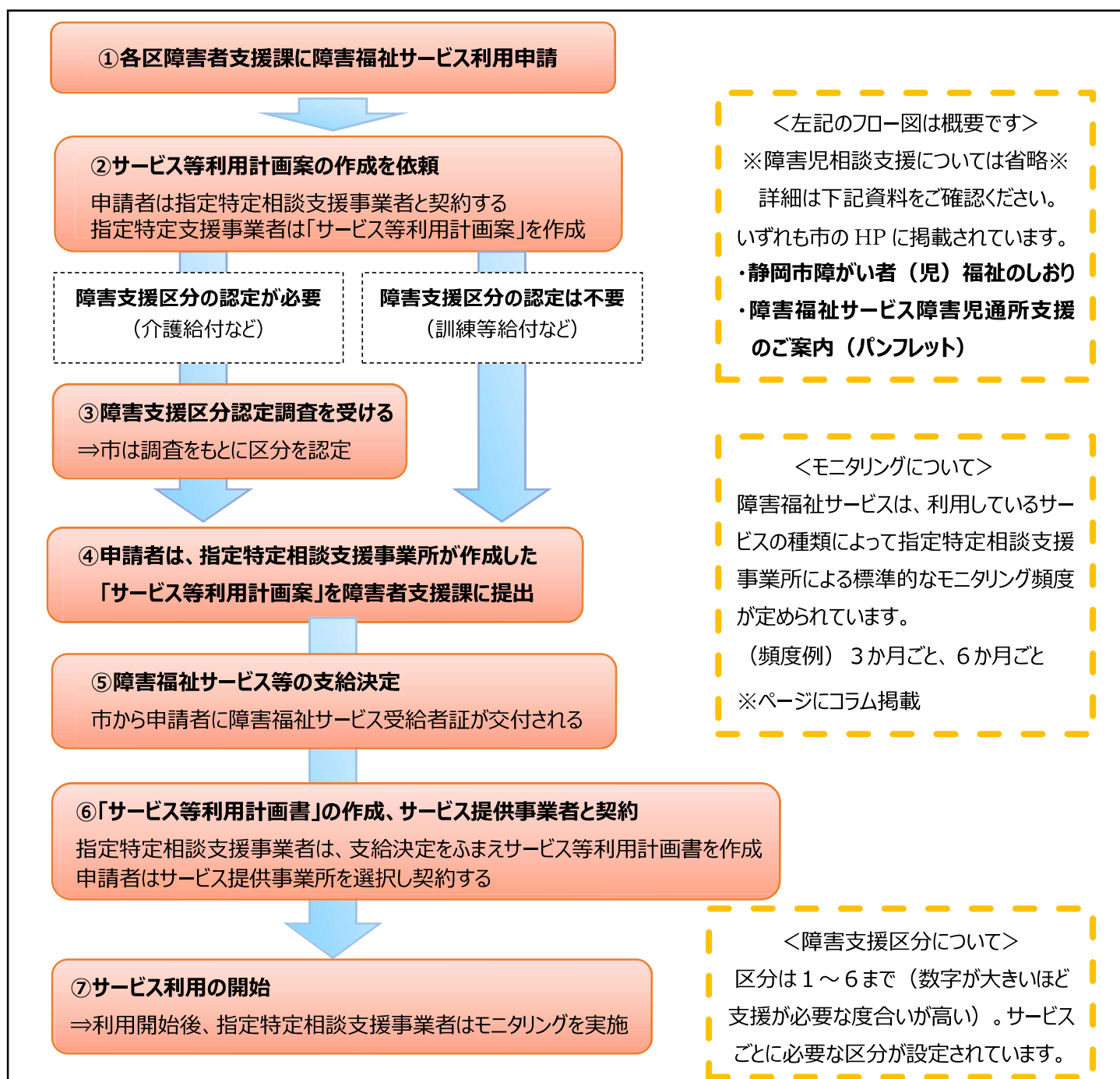
つなごーか しずおか
～障害福祉と高齢者福祉 支援者向けガイドブック～

令和5年4月1日 （令和7年7月7日改訂版）

作成 静岡市障害者自立支援協議会相談支援部会

本冊子は、令和3年度から令和4年度にかけて、静岡市ケアマネット協会と
静岡市地域包括支援センターの協力もとで作成しています。

障害福祉サービス利用の流れ



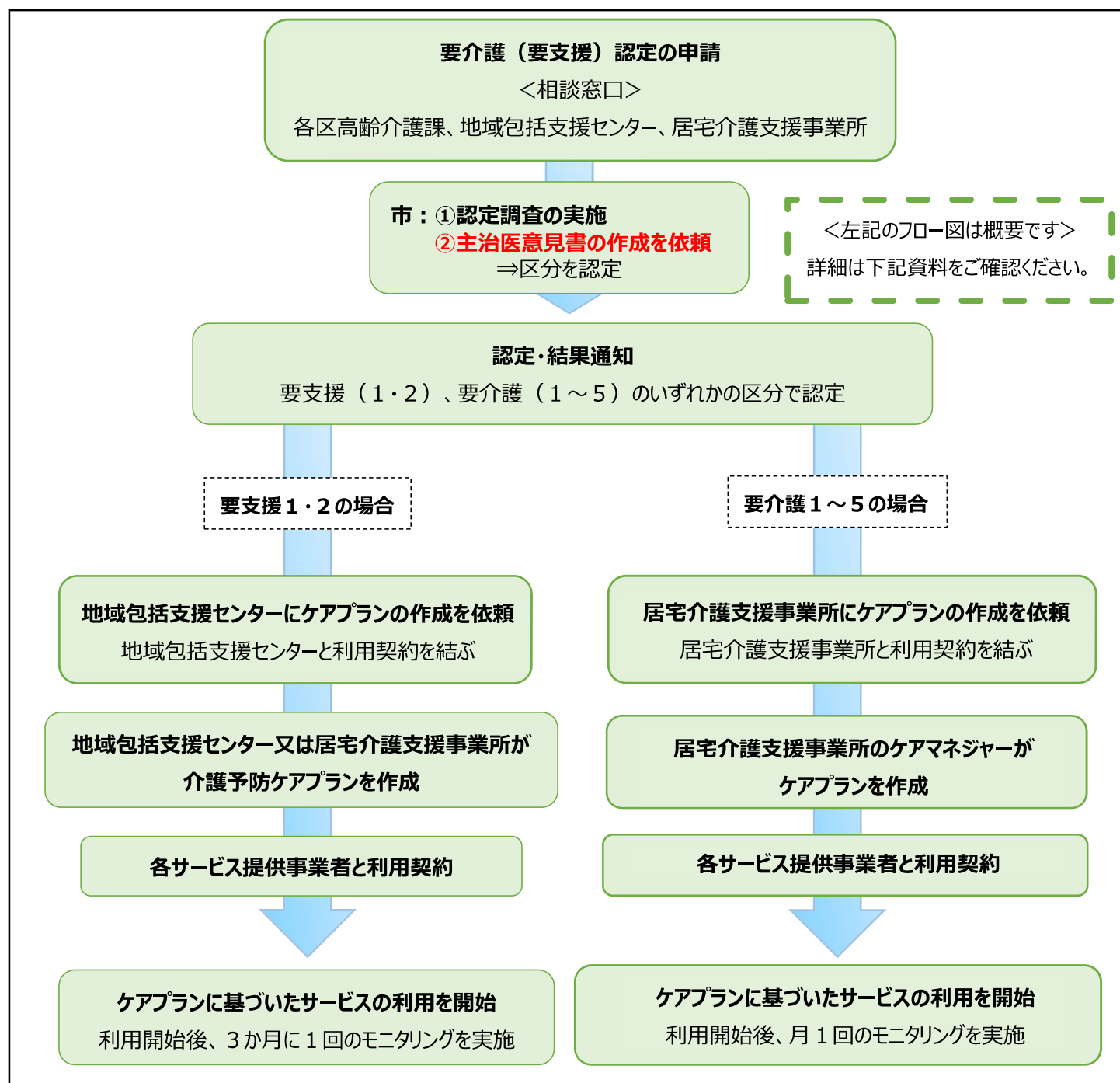
コラム

委託障害者相談支援事業所と地域包括支援センターについて

静岡市の委託障害者相談支援事業所は「身体障害」「知的障害」「精神障害」「重症心身障害」と障害種別ごと各区に 1 か所ずつ設置されています（重症心身障害は市内に 1 か所）。しかし、相談者が複合的な課題を抱えている場合もあるため、どの委託相談支援事業所も「障害の種別」を理由に相談を断らず、管轄区の市民の方からの相談を中心にワンストップ相談を目指しています。

地域包括支援センターは行政区よりもさらに細分化された日常生活圏域ごとに 1 か所ずつ設置されており、各圏域の総合相談や地域づくりを担っています。（詳しくは 3、4 ページ）

介護保険サービス利用の流れ



コラム

分野を超えた連携で支援体制を組むことができました！

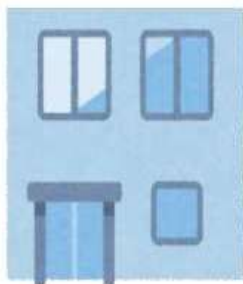
8050 世帯の支援に障害福祉支援者として携わった時の話です。高齢の母親と長年ひきこもり状態である子どもの２人世帯の支援を母親の支援機関と進めていましたが、母親が自宅で転倒し骨折したことで入院となってしまいました。子どもを福祉支援につなげるためには障害福祉支援機関と息子の間で時間をかけて関係性を構築する必要があり、そのためには母親の協力が欠かせません。このため、母親が入院中から、母親のケアマネジャーと母親が自宅で生活を再開できる方法を模索し、引き続き世帯の支援を継続する体制を整えることができました。

静岡市障害者相談支援における窓口と役割

委託相談支援事業所

障がいをお持ちの方やその家族から、日常生活に関する相談や、社会資源を活用するための幅広い相談を受け付けており、地域の相談支援の中心的な役割を担っています。

また、委託相談支援事業所間で連携し地域課題の共有などを行っています。



相談者

今の生活をもっとよくするために、自分が使えるような制度を教えてください！

※葵区 4 か所、駿河区 3 か所、清水区 3 か所設置

相談者が障害福祉サービスの利用を希望する場合、指定特定相談支援事業者について情報提供

困難事例は 3 機関が相互に連携し対応

指定特定相談支援事業者 (計画相談支援事業所)



相談者の申請に応じて障害福祉サービスの利用計画作成の援助や、ケアマネジメントを行います。

基幹相談支援センター

市全体の相談支援体制の整備や、障がい者の権利擁護・虐待防止の取組、施設や病院と連携し障がい者の地域移行・地域定着支援などを行っています。※市内に 1 か所設置

コラム

相談支援専門員とケアマネジャーは似ているようで違う・・・？

計画相談支援のお仕事をしていると利用者さんや他分野の関係者に「ケアマネさんみたいな仕事です」と説明することがありますが、実は細かな違いがあります。

- 1 障害福祉サービスでは利用するサービスごとに支給決定しているため、サービス支給量を変更する場合は新たに区役所の窓口へ申請し直す必要があり、時間がかかります。
- 2 障害福祉サービスでは、計画相談事業所は給付管理せず、各サービス提供事業者が個別に給付状況に合わせて請求しています。
- 3 障害福祉サービスは、サービスごとにモニタリング頻度が決まっているため、利用するサービスによって頻度が 3 か月に 1 回や 6 か月に 1 回などと違ってきます。そのため、利用者さんの近況を確認してみると「2 か月前からヘルパーさんの利用をやめています。」「通所先をやめて他の事業所を探しているところです。」などという事実が判明することもあります。

2 か月前にサービスを使うの辞めてます

えっ!?
(聞いてないは・・・)



静岡市介護保険制度における窓口と役割

地域包括支援センター

①総合相談

医療・介護・介護予防・保健・生活支援などに関する相談に応じます。
(介護保険の認定申請代行や認知症に関する相談などにも対応します)

③高齢者の権利擁護

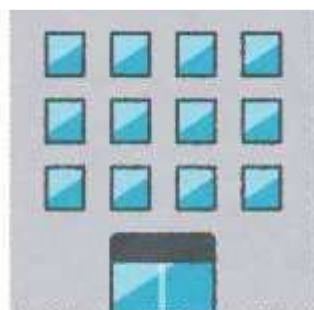
高齢者の人権や財産を守るための成年後見制度活用をサポートや、虐待の早期発見と対応、防止を行います。

②介護予防のための支援

要支援の認定を受けた人や介護予防・生活支援サービス事業対象者への介護予防ケアプランの作成や、地域の介護予防の取組を行います。

④住みやすい地域づくり

地域のケアマネジャーの指導・支援のほか関係機関とのネットワークづくりを行い、地域で高齢者に一体的な支援を目指します。



地域づくりを目的にネットワークを構築

居宅介護支援事業所



ケアマネジャーが常駐しており、ケアマネジャーを通じて介護保険サービスの利用をサポートします。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護認定を受けた方に対して、介護保険サービスの利用計画（ケアプラン）の作成や、サービス提供事業者との連絡・調整、介護保険サービスの評価・見直し（モニタリング）を行います。



コラム

「同じヘルパーなのにどうしてお金がかかるんだ！」と言われてしまいました

障害福祉サービスでヘルパーを利用中の方が、65歳になり介護保険サービスでヘルパーの利用へ移行した際にサービス利用料をめぐりトラブルになったことがあります。

障害福祉サービスも介護保険サービスも利用者の所得に応じて利用料を支払います。しかし、非課税世帯の最低自己負担額に差があり、障害福祉サービスは自己負担0円に対して介護保険サービスは1割負担のため、介護保険サービスの利用を開始するまで障害福祉サービスを利用してきた方は、突然利用料が発生し困ってしまいます。介護保険サービスへの移行の際に事前に説明したつもりでしたが、もう少し丁寧に説明しておくべきだったと思いました。

※介護保険サービスは一旦全額を自己負担し、後から申請で一部負担額が償還となる「償還払い」が適用されるサービスもあります。

(負担額の詳細は「静岡市障がい者（児）福祉のしおり」及び「静岡市の介護保険」をご覧ください)



今まで無料でヘルパーが使えていたのに、なんで65歳になったらお金を払わなきゃならないんだ！！

障害福祉サービスと介護保険サービスの比較表

※障害福祉サービスから介護保険サービスへ切り替わる際、利用者が同様のサービスを受け続けることを想定し
両サービスを比較するために作成したものであるため、サービスすべてを網羅しているものではありません。

障害福祉サービス		介護保険サービス	
※介護給付	・身体介護 利用者の身体に直接触れるような介護です。 （例）入浴介助、排泄介助等	・身体介護 利用者の身体に直接触れるような介護です。 （例）入浴介助、排泄介助等	※在宅系サービス
	・重度訪問介護 重度障害者の介護を身体介護、家事援助及び移動支援等の区分をなくし総合的に利用者に提供します。（人工呼吸器等の家庭における見守り支援も可）		
	・家事援助 日常生活に支障が生じないように掃除や洗濯、調理といった日常の家事を支援します。	・生活援助 日常生活に支障が生じないように掃除や洗濯、調理といった日常の家事を支援します。	
	・通院等介助 通院時または、院内での支援を行います。 （移動時の介護、院内での食事及び排泄介助等）	・通院等乗降介助 通院等のため、訪問介護員等が自ら運転する介護タクシー等への乗車または降車の介助を行うとともに、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助または通院先若しくは外出先での受診等の手続き等を行います。	※移動支援系サービス
	・通院等乗降介助 通院時、福祉タクシー等の乗降における支援を行います。		
	・同行援護 視覚障害者に対して外出の支援を行います （例）通院、銀行、役所、買い物、余暇活動等		

		障害福祉サービス	介護保険サービス		
※介護給付	※訓練等給付	・行動援護 知的障害又は精神障害により行動障害が著しい障害者等であって常時介護を有する者に対して外出時の支援を行います。 （外出時の移動、排泄、食事介助等）	該当なし	※移動支援系サービス	※通所系サービス
		・就労移行支援 一般企業への就労を希望する65歳未満の障害者に対して就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。	該当なし		
		・就労定着支援 就労移行支援等を利用した後、一般企業に新たに雇用された障害者に対して、生活面の課題を把握し、企業等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。	該当なし		
		・就労継続支援A型 65歳未満で一般企業への就労が困難な利用者に対して雇用契約に基づき、原則最低賃金以上の給料で就労し能力向上のために必要な訓練を行います。	該当なし		
		・就労継続支援B型 一般企業に雇用されることが困難な障害者に対して、生活活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。給料は工賃として支払われます。	該当なし		

障害福祉サービス		介護保険サービス	
※訓練等給付	・生活介護 常に介護を必要とする障害者が事業所に通所し、入浴や排せつ、食事などの介護支援を受けるとともに、創作活動や生産活動などを行います。	・通所介護（デイサービス） 利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう通所し、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで行います。	※通所系サービス
	・自立訓練（機能訓練・生活訓練） 地域生活を営む上で、必要となる訓練を行います。（入浴、排泄、食事等）		
※介護給付	・共同生活援助（グループホーム） 障害者が共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。具体的には以下の種類があります。	・認知症対応型共同生活介護 認知症の診断がついている、要支援２以上の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。	※居住系サービス
	1 介護サービス包括型 主に夜間や休日に食事の用意や入浴などの生活支援をグループホームの職員が提供し日常生活上の援助を行います。		
	2 外部サービス利用型 主に夜間や休日に食事入浴などの生活支援を居宅介護事業所（障害福祉サービス）へ委託し、日常生活上の援助を行います。		
	3 日中サービス支援型 上記の２つのグループホームとは違い、日中の時間もグループホームの職員が日常生活上の援助を提供し、日中もグループホームで過ごすことが出来ます。		

		障害福祉サービス	介護保険サービス		
※介護給付		・短期入所（ショートステイ） 利用者に短期間入所してもらい、入浴や排せつ、食事などの介護を受けることが出来ます。	・短期入所生活介護（ショートステイ） 利用者に短期間入所してもらい、入浴や排せつ、食事などの介護や機能訓練を行うサービスです。	※居住系サービス	
		該当なし	・小規模多機能型居宅介護 中重度の要介護者となっても、在宅での生活が継続出来るようデイサービスを中心に訪問介護やショートステイを一つの事業所でサービス提供を行っています。		
※訓練等給付		・自立生活援助 地域で生活する方へ定期的な訪問など地域で日常生活をするための相談を行います。	該当なし		
		・移動支援 利用者の移動に制約がある障害者等が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出する際において必要な介助を行います。 （例）買い物、サークル活動等	該当なし		
※個別に利用申請が必要なその他の支援		・日中一時支援 利用者を日常的に介護している家族が、病気、冠婚葬祭、看護、レジャー等のために一時的に介護ができない場合において宿泊を伴わない一時的な見守り及び介護を行います。	該当なし		

障害福祉サービス	介護保険サービス
※個別の申請が必要 ※その利用の申請が ・重度身体障害者訪問入浴サービス （介護保険非該当者で、家庭での入浴が困難な肢体不自由1・2級の方のうち、医師が入浴可能と認めた場合） 訪問入浴車が自宅に訪問し利用者の入浴に際して行われる衣類の着脱、洗髪、洗体及び洗顔、入浴や清拭の介助を行います。	・訪問入浴介護 訪問入浴車が自宅に訪問し利用者の入浴に際して行われる衣類の着脱、洗髪、洗体及び洗顔、入浴や清拭の介助を行います。
該当なし ※医療保険又は自費で利用可能	・訪問看護 医師の指示に基づいて看護師などが家庭を訪問し、褥瘡の処置、点滴管理等の必要な看護や家族へのアドバイスをを行います。
該当なし ※医療保険又は自費で利用可能	・訪問リハビリテーション 医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士又は言語聴覚士が家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。また、福祉用具の使用法の指示も行います。

※在宅系サービス

サービスについて詳しく知りたいときは

★各サービスの詳しい内容については静岡市が発行している「**障がい者（児）福祉のしおり**」や「**静岡市の介護保険**」など確認し、各区の担当窓口にお問い合わせください。

- ・障害福祉サービス提供事業所は静岡市HPで「**障害福祉サービス事業所・障害福祉施設等の紹介**」と検索するとサービス提供事業所一覧が確認できます。
- ・介護保険サービス提供事業所は静岡市HPで「**介護保険サービス事業者一覧**」と検索するとサービス提供事業所一覧が確認できます。

障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する際のイメージ

☆☆☆ ケース1 ☆☆☆

<移行前に利用中のサービス>

(障害福祉サービス)

- ①居宅介護(家事援助)
- ②就労継続支援B型
- ③通院等介助



<移行後に利用するサービス>

(介護保険サービス等)

- ①生活援助
- ②就労継続支援B型
(障害福祉サービス)
- ③移乗・乗降等介助

※就労B型については 65 歳以上も
継続利用可能か確認が必要

移行の際は、
関係者で確認
しましょう！

☆☆☆ ケース2 ☆☆☆

<移行前に利用中のサービス>

- ①居宅介護
(身体介護・家事援助)
- ②生活介護
- ③短期入所
- ④日中一時支援
- ⑤訪問入浴サービス



<移行後に利用するサービス>

- ①身体介護・生活援助
- ②通所介護(デイサービス)
- ③短期入所生活介護
- ④ -
- ⑤訪問入浴介護

<65 歳になる前にアナウンスしてほしいこと>

1. 介護保健サービスの利用料発生に関して

障害福祉サービスを無料で利用できていた方でも、支払う必要がある可能性があります。
(4ページ「コラム」に関連した情報を記載しています。)

2. 障害年金を受給中の方に関して

65 歳に到達した際など、老齢年金等の障害年金以外の年金受給権が発生し、受給する年金の切り替え選択ができるようになることがあります。別の年金に切り替えることで受給額が変動(増額又は減額)する場合があります。

3. 医療費助成に関して

65 歳になるのを境に、65 歳前と同じ医療を受ける際に医療費の助成対象にならない場合があるため注意が必要です。

<例> 重度心身障害者医療費助成制度を利用する方について、65 歳までは通院・入院医療費両方に助成されますが、市民税課税世帯で 65 歳以上の方は入院分が助成対象外です。

＜委託相談支援事業所一覧＞

※この一覧表のみ、令和 7 年 4 月 1 日からの相談窓口名称変更を反映しています

所在区	主な 障害種別	相談窓口名	住所	連絡先
葵区	身体障害	葵区障がい者相談支援センター済生会じょうとう	葵区城東町 24－1	249-3222
	知的障害	葵区障がい者相談支援センターコンパス北斗	葵区慈悲尾 180	278-7828
	重症心身障害	静岡市障がい者相談支援センターアグネス静岡	葵区城北 117	249-2833
	精神障害	静岡市支援センターなごやか	葵区城東町 24－1	249-3189
駿河区	身体障害	駿河区障がい者相談支援センターピアサポート	駿河区曲金 5－4－58	287-5588
	知的障害	駿河区障がい者相談支援センター済生会れいわ	駿河区曲金 5－3－30	285-0789
	精神障害	静岡市支援センターみらい	駿河区曲金 3－1－30	285-8870
清水区	身体障害	清水区障がい者相談支援センターそら	清水区庵原町 219－18	366-7781
	知的障害	清水区障がい者相談支援センターわだつみ	清水区駒越西 2－10－10	335-1031
	精神障害	はーとばる	清水区村松原 3－14－8	337-1746

＜地域包括支援センター一覧＞

所在区	センター名	住所	連絡先	所在区	センター名	住所	連絡先
葵区	城西	葵区駒形通 4－11－15	204-3335	駿河区	大里中島	駿河区中野新田 349－1	280-4970
	安西番町	葵区安西 3－20	204-2626		大里高松	駿河区登呂 5－9－22	203-3385
	城東	葵区安東 2－13－1	295-9993		長田	駿河区みずほ 2－12－7	268-5080
	井川	葵区井川 1133－2 （※窓口機能のみ）	260-2227		丸子	駿河区丸子 2－4－16	270-8720
	伝馬町 横内	葵区音羽町 7－18 KGMビル 103 号室	207-8111	清水区	港北	清水区本郷町 5－8 セブンスターマンション 1 階	371-0296
	城北	葵区竜南 2－1－38	292-6450		興津川	清水区承元寺町 1341	369-3482
	千代田	葵区沓谷 6－20－1 ル・シエル 101	207-8602		両河内	清水区和田島 688	343-1515
	長尾川	葵区瀬名 1－16－8 ロジューマン 21 1-A 号室	265-9511		港南	清水区渋川 3－8－27 ヴィアエスポワール 101	625-6663
	美和	葵区与左衛門新田 74－6	296-1100		岡船越	清水区船越 1－1－1	376-6651
	賤機	葵区昭府 2－7－17	251-7772		高部	清水区柏尾 387－2	347-5271
	安倍	葵区依沢 38－1	294-8400		飯田庵原	清水区石川本町 5－7	364-6631
	服織	葵区羽鳥 6－4－3 スニップビル 1 階	659-8585		松原	清水区宮加三 19－1 エルヴァス B	337-0500
	藁科	葵区富沢 1542－46	270-1804		有度	清水区長崎新田 296－5	344-7721
駿河区	小鹿豊田	駿河区小鹿 1－1－24	284-0284		蒲原由比	清水区蒲原 721－4	385-5595
	八幡山	駿河区有東 2－12－10	202-6677			清水区由比北田 450 （※窓口機能のみ）	376-0417
	大谷久能	駿河区大谷 2－24－25	236-0778				

※その他、詳しい情報については各区の担当窓口にお問い合わせください